

## 「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方（たたき台）

平成 29 年 1 月 19 日

**1. 重点分野**(1) 取組の対象範囲

- ・ 事業者ニーズを踏まえ、「行政機関等」に係る以下の「手続等」を取組の対象範囲としてはどうか。

## 「行政機関等」

## 対象

- ・ 国の行政機関
  - ・ 独立行政法人等  
(独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人)
  - ・ 地方公共団体
- ※ただし、取組の実施に当たっては、地方公共団体の理解・協力が必要。

## 対象外

- ・ 立法府、司法府

## 「手続等」

## 対象

- ・ 申請、届出（不服申立てを除く）
- ・ 調査・統計に対する協力
- ・ 事業者を經由して行う通知
- ・ 手数料及び税の納付
- ・ 書類の作成、保存、表示
- ・ 本人確認義務

## 対象外

- ・ 苦情の申出、請願等
- ・ 情報提供（調査・統計に対する協力を除く）
- ・ 処分通知等（事業者を經由して行う通知を除く）、縦覧等、作成等
- ・ 不作為義務

## (2) 分野の設定

- ・「事業者に対するアンケート調査」の選択肢を基本として、以下の分野について、検討対象とすることとしてはどうか。

### 【各省庁に共通する手続】

- ①営業の許可・認可に係る手続
- ②行政への入札・契約に関する手続
- ③調査・統計に対する協力
- ④補助金の手続
- ⑤その他事業活動に必要な事項の許可・認可に係る手続

### 【個別分野の手続】

- ⑥産業保安に関する手続
- ⑦施設の安全（消防等）に関する手続
- ⑧化学品等の安全管理に関する手続
- ⑨生活用品、食品等の安全・表示に関する手続
- ⑩個別品目の輸出・輸入の許可等に関する手続
- ⑪港湾における手続
- ⑫税関に対する手続
- ⑬道路、河川等の利用に関する手続
- ⑭国税
- ⑮地方税
- ⑯社会保険に関する手続
- ⑰従業員の納税に係る事務
- ⑱従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
- ⑲従業員の労務管理に関する手続
- ⑳土地利用に関する手続
- ㉑環境保全に関する手続
- ㉒建物に関する手続
- ㉓生活環境に関する手続
- ㉔知的財産権の出願・審査に関する手続
- ㉕商業登記等
- ㉖不動産登記
- ㉗株式や事業用資産の承継に関する手続（事業承継時）
- ㉘その他

### (3) 重点分野の選定

- ・事業者に対するアンケート調査によれば、(2) の分野について、負担感が上位の10分野は以下の通り。

1	営業の許可・認可に係る手続	【各省庁に共通する手続】
2	社会保険に関する手続	【個別分野の手続】
3	国税	【個別分野の手続】
4	地方税	【個別分野の手続】
5	補助金の手続	【各省庁に共通する手続】
6	調査・統計に対する協力	【各省庁に共通する手続】
7	従業員の納税に係る事務	【個別分野の手続】
8	従業員の労務管理に関する手続	【個別分野の手続】
9	商業登記等	【個別分野の手続】
10	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行	【個別分野の手続】

- ・この10分野で「手続きが負担である」という回答の75%を占めており、これらを重点分野の候補としてはどうか。

### (4) 重点分野の位置付け

- ・重点分野は、削減についての目標を設定し、取組のフォローアップも行う分野と位置付けてはどうか。
- ・重点分野以外については、重点分野と同様の目標は設定しないが、今般の取組で把握された個別の課題について、各省庁の自主的取組を進めることとし、行政手続部会において、必要に応じて、取組のフォローアップを行うこととしてはどうか。

## 2. 削減目標

### (1) 削減対象

#### ①削減対象とするコスト

- ・ 今回の取組で削減対象とするコスト（削減目標を課し、フォローアップの対象となるコスト）は、行政手続コストとしてはどうか。  
（ただし、各省が他のコスト削減に自主的に取り組むことを妨げるものではない）。

[事業者に対する規制コスト]

遵守コスト (Compliance costs)	行政手続コスト (Administrative costs)
	間接的な金銭コスト (Indirect financial costs)
直接的な金銭コスト (Direct financial costs) (例) 行政機関への手数料、税等	
長期構造コスト (Long term structural costs)	

#### ②コストの内容

- ・ 以下のような類型が考えられる。

##### (i) 金銭コスト

※標準的費用モデル (SCM) により、社内費用 (人件費×作業時間)  
+ 社外費用 (人件費×作業時間) という基本式で推計。

※2000年代欧州の主流の方式で、コストの推計・算出に長い期間と多額の費用が必要。

##### (ii) 時間 (作業時間)

※米国で採用された方式 (paperwork reduction) だが、企業内部で手続に要する時間 (作業工数) の把握が必要。

##### (iii) 事業者の負担感 (アンケート調査の回答結果)

※今回と同様の事業者アンケート調査を数年後に再度実施し、各々の手続について「負担」と回答する者の割合を低下させることを目指す方式。

・どの類型を考えるかに関し、以下の2点を考慮するべきではないか。

(i) 定量的目標設定をする場合、取組の実効性を上げるためには、一定の計算に基づく「行政手続コスト」の算出が必要ではないか。

(ii) コスト計算に多大な労力、費用、時間をかけることは適切ではなく、簡易な推計方法を検討すべきではないか。

・上記を考慮し、一案として、以下のような方法で行うのはどうか。

(i) 削減対象は「時間（事業者の作業時間）」とする。

(ii) 各分野の主要な手続について、所管省庁が企業内部でどの程度の時間を要しているかを把握・計測し、公表する。

(iii) その際、先行的取組の例も踏まえつつ、大規模なヒアリングやアンケート調査の実施までは求めない、また、計測時に一定の仮定を置くことも許容する。

## (2) 取組期間

・取組期間は、3年としてはどうか。

(ただし、事項によっては5年の場合もあり得る。)

・ただし、初回に手続コストを計測したのと同時期に、翌年度以降も手続コストの計測を行い、削減の取組の進捗を管理することとしてはどうか。

・取組の起算点（開始時）は、平成29年度（2017年度）としてはどうか。その上で、コストの計測を年度内の何月に行うかは、各省に委ねて良いのではないか。

## (3) 削減目標

・削減目標は、定性的なものではなく、数値目標が必要ではないか。

・削減対象を「時間（事業者の作業時間）」とする場合、数値目標としては、削減率を設定することとなる。

### **3. 計画的な取組の推進**

#### **(1) 重点分野**

- ・ 計画の作成、実施、検証（取組内容に加え、手続ごとの「行政手続コスト」の計算方法の検証も含む）について、以下のような段取りを進めることとしてはどうか。

##### ①本年6月末まで

各省庁において、行政手続コスト削減に係る暫定的な削減計画を策定する。

##### ②本年7月～平成30年6月頃

各省庁は暫定的な削減計画に基づき、削減の取組に着手。

並行して、行政手続部会において、各省庁の削減計画及び取組について、議論を行う。その議論を踏まえ、各省庁は削減計画（本計画）を策定する。

##### ③平成30年7月～

各省庁は削減計画（本計画）に基づき、削減の取組を進める。

行政手続部会は、適宜、取組の進捗確認等を行う。

#### **(2) 重点分野以外の分野**

- ・ 必要に応じ、個別の分野・手続における各省の自主的取組の内容について、行政手続部会において取組の進捗の確認等を行う。

「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋）

## Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革

### 1. 新たな規制・制度改革メカニズムの導入

ii) 事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を進める新たな規制・制度改革手法の導入

我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、「GDP600 兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとし、事業者目線で規制・行政手続コストの削減への取組を、目標を定めて計画的に実施する。このため、まずは、外国企業の日本への投資活動に関する規制・行政手続の抜本的な簡素化について 1 年以内を目途に結論を得る（早期に結論が得られるものについては、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手する）。また、外国企業の日本への投資活動に関する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する。こうした先行的な取組と外国企業の日本への投資活動に関する取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進めるべき**重点分野の幅広い選定**と規制・行政手続コスト**削減目標の決定**を行い、**計画的な取組を推進**する。

「事業者に対するアンケート調査」の負担感上位10手続  
(3団体の調査結果の合計)

参考2

手続(分野(案))	合計			日商		経団連		同友会		(参考)
	回答数	回答総数に占める割合(%)	累積%(%)	回答数	順位	回答数	順位	回答数	順位	
1 営業の許可・認可に係る手続	574	11.2	11.2	341	1	202	4	109	4	各省庁に共通する手続
2 社会保険に関する手続	535	10.4	21.7	268	3	213	2	134	1	個別分野の手続
3 国税	473	9.2	30.9	227	4	206	3	123	3	個別分野の手続
4 地方税	461	9.0	39.9	201	5	217	1	130	2	個別分野の手続
5 補助金の手続	398	7.8	47.7	273	2	109	8	61	10	各省庁に共通する手続
6 調査・統計に対する協力	349	6.8	54.5	182	6	138	5	75	7	各省庁に共通する手続
7 従業員の納税に係る事務	322	6.3	60.8	151	8	135	6	86	5	個別分野の手続
8 従業員の労務管理に関する手続	287	5.6	66.4	157	7	96	9	78	6	個別分野の手続
9 商業登記等	285	5.6	71.9	146	9	111	7	65	9	個別分野の手続
10 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行	188	3.7	75.6	69	11	94	10	72	8	個別分野の手続

- (注) 1. 「合計」は、経団連と同友会の重複回答を排除し、3団体の調査結果を合計したものの。  
2. 「回答総数に占める割合」は、手続に負担感を感じたという回答の総数に占める、個別手続の割合  
3. 累積%は、(2)の%を上位から足していったものの累積値。

「事業者に対するアンケート調査」の負担感(11位以下)

手続(分野(案))	合計			日商		経団連		同友会		(参考)
	回答数	回答総数に占める割合(%)	累積%(%)	回答数	順位	回答数	順位	回答数	順位	
11 行政への入札・契約に関する手続	145	2.8	78.4	81	10	57	12	32	12	各省庁に共通する手続
12 施設の安全(消防等)に関する手続	129	2.5	81.0	43	14	79	11	33	11	個別分野の手続
13 建物に関する手続	113	2.2	83.2	57	12	51	14	22	16	個別分野の手続
14 個別品目の輸出・輸入の許可等に関する手続	87	1.7	84.9	24	20	53	13	27	14	個別分野の手続
15 知的財産権の出願・審査に関する手続	87	1.7	86.6	40	15	41	18	24	15	個別分野の手続
16 土地利用に関する手続	82	1.6	88.2	34	17	45	16	22	16	個別分野の手続
17 不動産登記	76	1.5	89.7	47	13	22	22	11	24	個別分野の手続
18 道路、河川等の利用に関する手続	70	1.4	91.0	38	16	28	20	21	19	個別分野の手続
19 環境保全に関する手続	67	1.3	92.3	16	21	48	15	28	13	個別分野の手続
20 税関に対する手続	66	1.3	93.6	25	19	32	19	21	19	個別分野の手続
21 化学品等の安全管理に関する手続	60	1.2	94.8	15	23	43	17	22	16	個別分野の手続
22 株式や事業用資産の承継に関する手続(事業承継時)	46	0.9	95.7	33	18	11	26	4	27	個別分野の手続
23 産業保安に関する手続	44	0.9	96.5	12	24	28	20	12	22	個別分野の手続
24 港湾における手続	29	0.6	97.1	7	25	12	24	15	21	個別分野の手続
25 生活用品、食品等の安全・表示に関する手続	28	0.5	97.7	16	21	11	26	6	26	個別分野の手続
26 その他事業活動に必要な事項の許可・認可に係る手続	22	0.4	98.1	5	27	12	24	12	22	各省庁に共通する手続
27 生活環境に関する手続	21	0.4	98.5	7	25	14	23	8	25	個別分野の手続
28 その他	77	1.5	100.0	11	28	57	28	42	28	その他